

○農林水産省告示第八百八十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十五条第二項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、種馬鈴しよ検疫規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年三月三十日

農林水産大臣 森山 裕

第三条第一号中「及びジャガイモシストセンチュウ」を「ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウ」に改める。

第七条第一項中「ジャガイモシストセンチュウ」の下に「又はジャガイモシロシストセンチュウ」を、「におけるジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ」を加え、「かえる」を「代える」に改め、同条第二項中「ジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ」を加え、「抽出し」を「抽出して」に、「品種別」を「及び品種別」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「ジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ」を加え、「品種別」を「及び品種別」に改める。

第八条第一号ロ(1)中「の発生していない地域にある」を「若しくはジャガイモシロシストセンチュウの発生している地域にない」に、「の発生している地域」を「若しくはジャガイモシロシストセンチュウの発生している地域にある場合」に、「ジャガイモシストセンチュウが」を「ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウが」に改め、同条第二号イ及び第三号ロ中「ジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ」を加える。

別記様式備考2中「品別」を「品別」を「品別」及び「品種別」に改める。